

まちづくりサポーター（市民参加推進員）について

久喜市市民参加条例（抄）

平成22年3月23日

条例第3号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第16条 市長は、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をすすめるよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- (2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

<実績>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標（人）		40	45	50	55
実績（人）	合計	43	46	47	55（※）
うち地区別	久喜地区	19	19	19	21
	菖蒲地区	3	3	4	7
	栗橋地区	7	9	9	8
	鷺宮地区	14	15	15	19

※令和5年3月1日現在の登録人数

<年齢構成>

	13～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 ～	合計
人数(人)	0	1	2	3	6	11	24	8	55
割合(%)	0.0	1.8	3.6	5.5	10.9	20.0	43.6	14.6	100.0

<令和4年度の周知方法>

- ①広報くき5月号に募集記事を掲載
- ②令和5年1月に市民大学の学生に周知
- ③令和5年2月にSNSを活用し、周知

<今後の課題>

①まちづくりサポーターの役割の明確化

- ・ イベントへの参加及びスタッフとして協力
- ・ ボランティアとして協力
- ・ アンケートの協力

②若い世代の登録者を増やす

- ・ 学生向けのまちづくりサポーター（市民参加推進員）のポスターを作成する。・・・[参考3](#)
- ・ ボランティア手帳を活用する。（生涯学習課と連携）・・・[参考4](#)